

## 乙種第4類危険物取扱者

### 法改正レジュメ

日頃より弊社書籍をご利用いただきありがとうございます。

危険物に関する関係法令の改正により、平成24年4月1日より下記の項目について内容に一部変更がございます。該当箇所を読み替えてご利用ください。

平成25年2月12日  
ネットスクール株式会社

合格！乙4テキスト危険物取扱者試験対策CD-ROM版、DVD版をお持ちの方へ  
テキスト編につきまして、下記の部分を改正後にお読み替えの上、ご利用ください。

参照ページ	改正前	改正後								
Chapter3 Section6 56 ページ	<p>1. 危険物取扱者</p> <p>なお、製造所等で危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、都道府県知事が行う保安講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。ただし、その時点で、危険物の取扱作業に従事しなくなった者や、従事していない者は受講義務がありません。</p> <p>56 ページ末尾の図を削除して、本レジュメ右側の改正後の表に読み替えてください。</p>	<p>1. 危険物取扱者</p> <p>製造所等で危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、都道府県知事が行う保安講習を一定期間ごとに受講しなければなりません。ただし、その時点で、危険物の取扱作業に従事しなくなった者や、従事していない者は受講義務がありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険物の取扱作業</th> <th>講習を受ける期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新たに従事する者</td> <td>従事することとなった日から1年以内に受講し、その後は受講した日以後における最初の4月1日から3年以内ごと</td> </tr> <tr> <td>新たに従事する者のうち、従事することとなった日の過去2年以内に危険物取扱者免状の交付または講習を受けている者</td> <td>免許交付日またはその受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講し、その後は受講した日以後における最初の4月1日から3年以内ごと</td> </tr> <tr> <td>継続して従事している者</td> <td>保安講習を受講した日以後における最初の4月1日から3年以内ごと</td> </tr> </tbody> </table>	危険物の取扱作業	講習を受ける期間	新たに従事する者	従事することとなった日から1年以内に受講し、その後は受講した日以後における最初の4月1日から3年以内ごと	新たに従事する者のうち、従事することとなった日の過去2年以内に危険物取扱者免状の交付または講習を受けている者	免許交付日またはその受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講し、その後は受講した日以後における最初の4月1日から3年以内ごと	継続して従事している者	保安講習を受講した日以後における最初の4月1日から3年以内ごと
危険物の取扱作業	講習を受ける期間									
新たに従事する者	従事することとなった日から1年以内に受講し、その後は受講した日以後における最初の4月1日から3年以内ごと									
新たに従事する者のうち、従事することとなった日の過去2年以内に危険物取扱者免状の交付または講習を受けている者	免許交付日またはその受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講し、その後は受講した日以後における最初の4月1日から3年以内ごと									
継続して従事している者	保安講習を受講した日以後における最初の4月1日から3年以内ごと									

参照ページ	改正前	改正後
該当箇所無し	消火設備の種類 第3種 二酸化炭素消火設備	消火設備の種類 第3種 不活性ガス消火設備
Chapter3 Section16 76 ページ	改正前	
	改正後	

白地・黒字

普通  
火災用

黄色地・黒字

油  
火災用

青地・白字

電気  
火災用

  

A 火災（普通火災）	B 火災（油火災）	C 火災（電気火災）
地色…白	地色…黄	地色…青
※炎…赤、可燃物…黒	※炎…赤、可燃物…黒	※電気の閃光
紙、木材などの可燃物による火災	引火性液体などによる火災	電気、変圧器などによる火災
【改正前】		
<p>白地・黒字</p> <p>普通 火災用</p>	<p>黄色地・黒字</p> <p>油 火災用</p>	<p>青地・白字</p> <p>電気 火災用</p>
<p>※法令改正前の標識がなされた消火器は、平成33年12月31日まで設置することができる。</p>		

以上の改定にともないまして、確認問題の一部を下記のとおり変更いたします。改正後の文章に読み替えてご利用ください。

【DVD版】

参照ページ	該当箇所	改正前	改正後
Chapter3④	選択肢③の問題文	③製造所等において、危険物の取扱作業に従事している場合、前回の講習を受けた日から、3年以内に講習を受けなければならない。	③製造所等において、危険物の取扱作業に従事している場合、前回の講習を受けた日以後の4月1日から、3年以内に講習を受けなければならない。

【CD-ROM版】

参照ページ	該当箇所	改正前	改正後
Chapter3 Section6	選択肢③の問題文	③製造所等において、危険物の取扱作業に従事している場合、前回の講習を受けた日から、3年以内に講習を受けなければならない。	③製造所等において、危険物の取扱作業に従事している場合、前回の講習を受けた日以後の4月1日から、3年以内に講習を受けなければならない。

また、法改正とは異なりますが、アルコール類に分類される「メチルアルコール」と「エチルアルコール」の呼び方が「メチルアルコール」→「メタノール」、「エチルアルコール」→「エタノール」をメインの呼び方とするようになりましたので、読み替えてください。